

貸室利用規約（抄）

（貸室利用の用途）

- 1 教会の貸室は、各種研修会、講習会、サークル活動、講演会、会議、発表会等にご利用ください。なお、用途によってはご利用を制限する場合があります。

（利用申し込み方法）

- 1 貸室利用の申し込み受け付け窓口は、1階の宣教センター事務室になります。受け付け時間は、午前9時30分から午後6時までです。
- 2 貸室利用の申し込みを行う方は、電話で事前にご確認の上、所定の使用承認申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、窓口まで直接来館するか、メールまたはファクスでお申し込みください。
- 3 利用の申し込みにあたっては、貸室利用料金を申し込み承認時に現金でお支払いいただく必要があります。申請書の提出と利用料金のお支払いをもって、正式に貸室利用申し込みが完了となります。

（利用の承認）

- 1 申請書提出時に、貸室利用目的、内容、その他必要な事項を審査します。審査の結果、後述する禁止事項に該当する恐れがあると認められる場合は、利用申請に対し不承認とすることがあります。

2 礼拝堂使用の申請については、当教会役員会の承認が必要となりますので、3ヶ月前の申請を目途としてください。

（申請の解除・利用の中止等）

- 1 次の各号に該当する場合は、貸室申請の解除、または利用中においても利用の中止を求めることがあります。
 - ・ 後述する禁止事項に該当する恐れがあると認められるとき。
 - ・ 申請書に虚偽の記載があった場合や承認された内容を許可なく変更した場合。
 - ・ 教会が定める規約類や指示に従わないとき。
 - ・ 教会の管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
 - ・ 本利用規約に定める事項に違反したとき。

（利用の取り消し・変更等）

- 1 一度納入された貸室利用料金は、利用者の都合で取り消されても原則としてお返しできません。
- 2 貸室利用の取り消し、変更は教会1階の宣教センター事務室窓口にて受け付けます。

（利用時間・料金）

ホームページに記載の通りです。

(ゴミの取り扱い)

- 1 貸室内におけるゴミの処理については、下記のとおりです。
 - ・ 利用者の責任で持ち帰ってください。
 - ・ ゴミを持ち帰るのが困難な場合は、教会でゴミの処理を代行します。その際、別途所定のゴミ袋の購入等実費をいただきます。

(利用上の注意事項)

- 1 教会の貸室施設を利用するにあたって、下記の事項にご注意ください。
 - ・ 貸室に備わっている諸設備の操作については、必ず教会の職員にご確認ください。
 - ・ 貸室設備や備品等を損傷、滅失させた場合はその実費を弁償していただきます。
 - ・ 貸室内に特別な機器等を持ち込む場合は、事前にご相談ください。
 - ・ 館内や貸室内の壁、柱、床、天井、窓等に釘、押しピン、画鋸、テープ類を使用することはできません。
 - ・ 館内に荷物・道具を保管することは出来ません。
 - ・ パイプオルガンにはお手を触れないよう、ご注意ください。
 - ・ 貸室の利用が終了した後は、机、椅子、使用備品、機器等を元の状態に戻してください。
 - ・ 不時の災害に備え、貸室利用責任者は常に所在を明らかにし、いつでも教会と連絡が取れるようにしてください。また、非常口や避難経路は各階に案内図がありますので、必ず事前にご確認ください。
 - ・ その他、教会職員の指示には必ず従ってください。
 - ・ 貸室の利用時間は厳守してください。
 - ・ 貸室や各設備等は清潔に利用してください。
 - ・ 貸室内では、あらゆる事故等が起きないように、利用者が責任を持って管理を行ってください。
 - ・ 教会の管理運営上、必要に応じて利用中の貸室内に職員が立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。

(禁止事項)

- 1 教会の利用にあたり、下記の事項は原則として禁止いたします。これら禁止事項に該当する恐れがあると判断した場合は、貸室利用の中止を求めることがありますので、利用者は他の入場者にも周知徹底してください。
 - ・ 利用を承認されていない貸室の利用や立ち入り。
 - ・ 教会内や貸室内での販売行為、あつせん勧誘行為、契約行為。
 - ・ 公の秩序または善良の風俗を害する恐れのある行為。
 - ・ 教会内や貸室内での許可の無い火気の使用。
 - ・ 教会内や貸室内での喫煙。
 - ・ 教会内や貸室内での飲酒。
 - ・ 騒音、怒声を発することや暴力をふるうなど、他人に迷惑をおよぼす行為。
 - ・ 教会内共用部や敷地内でのチラシ・ビラ類の配布行為。
 - ・ 教会内共用部や敷地内での許可の無い催し物等の開催。またはそれに準ずる行為。
 - ・ 教会内への発火物や爆発物など危険物の持ち込み。

- ・ 教会内への動物の持ち込み。ただし、各種介助犬は除く。
- ・ 暴力団員や暴力団関係事業者の教会の利用。

(免責事項)

- 1 次の各号において、教会は一切の責任を負いません。
 - ・ 利用者に責のある貸室利用承認の解除や利用の中止により発生する一切の損害。
 - ・ 天災、地変その他不可抗力で休館したことによる一切の損害。
 - ・ 利用時間内に貸室内で発生した盗難、紛失、損壊、人的事故等の損害。
 - ・ 教会駐車場内での事件、事故。
 - ・ その他、本規約で定められている事項を違反した際に生じる一切の損害。